

国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 潟額退職年金 5 障害年金
地方公務員等共済組合法	
私立学校教職員共済法	
農林漁業団体職員共済組合法 (特例年金給付)	1 特例退職共済年金 2 特例障害農林年金 3 特例障害漁業年金 4 特例退職年金 5 特例漀額退職年金 6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職年金 3 増加退職料 4 増加退職料 5 傷病年金 6 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金
(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)	
基礎年金番号	—
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年月

現住所
――――――――――――――――

告示

現住所 _____ 都道府県 _____

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

厚生労働大臣 田村 憲久

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきたところである。

(国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第一条の規定によりなおその効力を有するることとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)
第一条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成十八年総務省令第四十九号)附則第一条

第六条 裁定庁は、互助年金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十一年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)以下「整備法」という。)の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成二十五年度からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)として施行された。法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや障害者等に対する支援の拡充を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとした。

この指針は、法の趣旨等を踏まえ、特に、平成二十七年度からは全てのサービス利用に関してサービス等利用計画(法第五条第二十項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。)の作成が可能な体制を整備することを前提として、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとした。

福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一の1から4まで以外の部分中「障害者及び障害児」を「障害者等」に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に「こと及び」を「こと」に「並びに」を及びに改め、同一の1の見出し中「と自己選択の尊重」を「の尊重と意思決定の支援」に同1中「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を「共生社会」に改め、「ため」の下に「障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに」を加え、「障害者等の」を「その」に改め、同一の2中「であつて、」を「であつて」に「第一条で定める」を「別表に掲げる」に改め「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え「均てん」を「均てん化」に改め「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者」を加え、「高次脳機能障害者についても同様である。」を「さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となつてある旨の周知を図っていく。」に改め、同一の3の見出し中「地域生活移行や」を「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」に改め、同3中「から」の下に「入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。)から」を加え、「移行」を「地域生活の継続の支援」に改め、新たな「こと」及び「るとともに」を削り、「身近な地域におけるサービス」を「地域生活支援の」に改め、新たに次のように加える。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制については、個別の状況に応じて、関係者や障害者本人が参考して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

第一の1中「数値」を削り、同一の1中「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援」を「居宅介護(法第五条第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、重度訪問介護(同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。)、同行援護(同条第四項に規定する同行援護をいう。以下同じ。)、行動援護(同条第五項に規定する行動援護をいう。以下同じ。)及び重度障害者等包括支援(同条第九項に規定する重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)に改め、同一の2中「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター」を「療養介護(法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)、生活介護(同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。)、就労継続支援(同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。)及び地域活動支援センター(同条第二十五項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。)を「地域生活支援拠点等の整備」に改め、同3中「グループホーム」の下に「法第五条第十五項に規定する」を、「とともに」の下に「地域移行支援(同条第十八項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。)及び地域定着支援(同条第十九項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。)」を加え、「(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)」を削り、同3に次のように加える。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようになる。

さらに、一の3に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設(同条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)に附加した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(以下「面的な体制」という。)の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を行っていることが必要である。

第一の3を次のように改める。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。

障害福祉サービスの利用に当たつて作成されるサービス等利用計画については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要である。その上で、個別のサービス等の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要がある。その上で、個別のサービス等の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行はほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所(法第五十五条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。)の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。なお、これらの人材を効果的に進めるため、市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター(法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。)を有効に活用することが重要である。

また、相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等（障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設をいう。）又は療養介護を行う病院（法第五条第六項に規定する療養介護を行う施設を行なう病院をいう。）をいう。以下同じ。）に入所又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している障害者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要がある。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。これらの相談支援の提供体制の確保を含む障害者等への支援の体制の整備を図るために、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県又は市町村が障害福祉計画を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要である。

協議会の運営においては、協議会の下に部会を設置し、当該部会を積極的に開催する等の協議会の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できることにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、支援体制の改善等を行なうことが望ましい。また、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）や難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となつてきていたことを踏まえ、都道府県及び指定都市（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）が設置する協議会においては、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）や難病相談・支援センター等の専門機関との連携を確保することが必要である。また、発達障害者等や難病の患者等への支援体制の整備について検討を行うに当たっては、都道府県（発達障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

四、障害児支援の提供体制の確保について、子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第一条第二項において、「子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する発達障害者支援センター等の専門機関との連携を確保することによる支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであつて、良質かつ適切なものでなければならぬ」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することが重要である。

都道府県及び市町村は、障害児を支援する体制を確保するために、法第八十八条第三項第二号又は第八十九条第三項第四号に掲げる「その他の関係機関との連携」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児入所支援（同法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿つた取組を進めよう努めるものとする。

第二の一から四まで以外の部分中「障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むためには、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。」を「平成二十九年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業（法第七十七条に規定する市町村の地域生活支援事業及び法第七十八条に規定する都道府県の地域生活支援事業をいう。以下同じ。）の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動目標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの成果目標を達成するために必要な量をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動目標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。」に改める。

第一の一中「平成二十七年十月一日時点において、」を「平成二十五年度末時点において」に、「平成二十六年度末」を「平成二十九年度末」に、「数値目標」を「目標値」に、「に当たつては、平成二十七年十月一日時点」を「に当たつては、平成二十五年度末時点」に、「三割」を「十二パーセント」に、「平成二十七年十月一日時点の施設入所者から一割」を「平成二十五年度末時点の施設入所者数から四パーセント」に改め、「基本とする。」の次に次のように加える。

また、当該目標値の設定に当たり、平成二十六年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十六年度末時点を「平成二十九年度末」に、「に当たつては、平成二十九年度末に未達成割合を平成二十九年度末に三割」を「に当たつては、平成二十五年度末時点に三割」に改め、「基本とする。」の次に次のように加える。

また、当該目標値の設定に当たり、平成二十六年度末において、障害福祉計画で定めた平成二十六年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成二十九年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

第一の一中（昭和二十二年法律第二百六十四号）を削り、同一に次のように加える。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むこと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

第一の二を次のように改める。

二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

良好かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して三月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）及び入院後一年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して一年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ。）並びに長期在院者数（入院期間が一年以上である者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たつては、入院後三か月時点の退院率については、平成二十九年度における目標値を六十四パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については、平成二十九年度における目標値を九十一パーセント以上とするなどを基本とする。また、長期在院者数については、平成二十九年六月末時点の長期在院者数を平成二十四年六月末時点の長期在院者数から十八パーセント以上削減することを基本とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

第一の三中「就労移行支援事業等」の下に「生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を「行う事業をいう。」を加え、「平成二十六年度中」を「平成二十九年度中」に、「数値目標」を「目標値」に「目標の設定」を「当該目標値の設定」に「平成十七年度」を「平成二十四年度」に、「四倍」を「二倍」に「が望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用する」とを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を「を基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成二十九年度末における利用者数が平成二十五年度末における利用者数の六割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上とするなどを目指すものとする。」に「各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を「圏域」に、「別表第一の上欄」を「別表第一の一の表各項」に、「について、平成二十六年度の数値目標を」を「を平成二十九年度の活動指標として」に、「平成二十六年度の目標工賃等」を「目標工賃等」に改め、同三と同四とし、同四の前に次のように加える。

三 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成二十九年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

第三の二の一中「数値目標」を「成果目標」に改め、同一の4中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改め、同一の6中「都道府県介護保険事業支援計画をいう。」の下に「（子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいふ。）を、同一の7の見出し中「評価」の下に「並びに必要な措置」を加え、同7に次のようによることを加え、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。中間評価の際には、協議会、会議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めることが望ましい。

これに加え、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことが望ましい。

第三の二の1から4まで以外の部分中「別表第二」を「別表第二の二」に改め、「同表の下に「の」を加え、同一の1中「目標を」を「成果目標を」に、「数値目標」を「当該成果目標」に改め、同一の2の「（中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に「別表第三」を「別表第一」に改め、「就労継続支援（B型）の下に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の十第一号の就労継続支援B型をいう。」を加え、同一の3中「三の1の3」を「三の2の4」に改め、同2の3を同2の4とし、同2の4の前に次のように加える。

(三) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化、重度化や、「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。当該検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとすることが必要である。

第三の二の3中「閲して、」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同三の1から6まで以外の部分中「別表第四」を「別表第三の三」に改め、「同表」の下に「の」を加え、同三の1中「目標を」を「成果目標を」に、「数値目標」を「成果目標」に改め、同三の2の1中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改め、同2の3中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同2の3を同2の4とし、同2の4の前に次のように加える。

(三) 地域生活支援拠点等の整備及び市町村の支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は「の2の3における検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設人所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図る。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行う。

第三の三の3中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、「居宅介護職員初任者研修」に改め、「等を実施している。」の次に次のように加える。

第三の三の3中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「別表第三」を「別表第一」に改め、「居宅介護職員初任者研修」に改め、「等を実施している。」の次に次のように加える。

第三の三の4の1中「それぞの研修を」の下に「サービス種別ごとに」を加え、同三の4の3中「協議会を活用すること等により」を「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成）に沿って、「構築」を「活用」に改め、「について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備」を削り、「取り組む」の下に「とともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う」を「重要な」の下に「さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。」を加え、「また、市町村においては、引き続き」に改め、「場合に」の下に「、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに」を加え、「確かに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行なうことができる体制を整備しておくる」を「今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取る」に改め、同3に次のように加える。

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行なうことができる人材の育成及び活用を図るために研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。

第三の3の5中「にに関して」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同四の1中「第三期」を「第四期」に、「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同4の2の見出し中「及び見直しの時期」を削り、同4の3及び5を削り、同4の4を同4の3とし、同4を同5とし、同5の前に次のように加える。

第三の3の5中「にに関して」の下に「第二に定める成果目標の達成に資するよう」を加え、同四の1中「第三期」を「第四期」に、「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同4の2の見出し中「及び見直しの時期」を削り、同4の3及び5を削り、同4の4を同4の3とし、同4を同5とし、同5の前に次のように加える。

四 障害児支援のための計画的な基盤整備

第一の四の基本的考え方を踏まえ、障害福祉計画に障害児支援の基盤整備に係る内容を作成するに当たっては、可能な限り一から三までに準じて行うものとする。障害児支援の種別ごとの必要量を見込むに当たっては別表第一の六の表を参考としつつ、可能な限り障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

また、障害児支援の基盤整備の計画を認定するに当たっては、以下に掲げる事項について配慮が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第七条第一項の児童発達支援センターをいう。）について障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中の支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支の体制整備を図る必要がある。特に、保育所等訪問支援（同法第六条の二第五項に規定する所等訪問支援をいう。以下同じ。）等の実施される体制を構築することが望ましい。

また、障害児入所施設（同法第七条第一項に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等へ対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担う必要がある。特に、短期所や親子入所等の実施体制の整備が望ましい。

子育て支援に係る施策との連携
障害児支援の体制整備に当たつては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策と緊密な連携を図る必要がある。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施設との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要である。

3
教育との連携
障害児支援が適切に行われるため、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行される
ことを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事
所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局におい
ては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

4
特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ることが必要である。

5 また、虐待を受けた障害児等に対しても、障害児入所施設において小規模なグループによ
り療育や、心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行う
う努めることが必要である。

障害児通所支援及び障害児入所支援の一体的な方針の策定

障害児入所支援については、都道府県が実施者として必要な整備量の見込及びその確保の
めの方策を盛り込んだ方針を作成する必要がある。

また、障害児通所支援と障害児入所支援は障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

別表第一を次のように改める

福祉施設から一般就労への移行等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	重度障害者等包括支援	就労継続支援（B型）療養介護、短期入所（福祉型、医療型）	生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
療養介護	就労継続支援（B型）	自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（生活訓練）規則第六条の七第二号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）	生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（A型）規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第二号の自立訓練（生活訓練）規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援（B型）	就労継続支援（A型）（規則第六条の七第一号の就労継続支援（A型）をいう。以下同じ。）	就労移行支援	就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。	現に利用している者の数、障害者等の二重平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

		共同生活援助、施設入所支援		短期入所（福祉型、医療型）	
		施設入所支援	相談支援	計画相談支援（法第五条第十六項に規定する）	地域移行支援
地域定着支援				（法第五条第十六項に規定する）	
案域の施家 して 利用者 の利用 者数の が見込 みを設 定する。 等を勘 地中	単身世帯 である障 害者数の 見込みを 設定する。 等を勘 地を有す る。市町 村が対象 地を設定 する。當 ては、入 所又は入 院前の見 込みを設 定する。	施設入所者の地域生活への移行者数、入院後における精神障害者の地域生活への移行者数、入院後における利用者数が見込みを設定する。等を勘定して、利用者数が見込みを設定する。等を勘定して、利用者数が見込みを設定する。等を勘定する。	施設入所者の地域生活への移行者数、入院後における精神障害者の地域生活への移行者数、入院後における利用者数が見込みを設定する。等を勘定して、利用者数が見込みを設定する。等を勘定して、利用者数が見込みを設定する。等を勘定する。	（法第五条第十六項に規定する）	（法第五条第十六項に規定する）

六、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支

児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同。）

○農林水産省告示第六百五十八号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の登録号及び年月日
Abelmoschus esculentus (L.) Moench	トーホク 白 1号	株式会社トーホク 栃木県宇都宮市東町309番地	第28738号 平成25年12月10日
Agapanthus L'Her.	Little Dutch White	Agro Fleur Select B.V. Noordeinde 165 b 2371CR Roe- loarendsveen, The Netherlands	第28760号 平成25年12月16日
Aster L.	DASGRA	有限会社ジュー・アンド・エフ 愛知県長久手市砂7-607番地	第28748号 平成25年12月11日
"	DASMAG	"	第28749号 平成25年12月11日
Bidens L.	ゾヂチャリ一	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323	第28742号 平成25年12月10日
"	ストロベリー・ミル	"	第28743号 平成25年12月10日
Camellia sinensis (L.) Kuntze	きらり31	宮崎県 宮崎県宮崎市橘通2丁目10番1号	第28772号 平成25年12月20日
Campuloclinium macrocephalum (Less.) DC.	ブレーリーマス コット	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323	第28744号 平成25年12月10日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	IS25号	佐藤歟 群馬県高崎市下中町421	第28771号 平成25年12月20日
Chrysanthemum × moriolium Ramat.	DEKMOMO	ジャパンアグリバイオ株式会社 静岡県浜松市中区板屋町110番地 の5	第28739号 平成25年12月10日
"	DEKMACARON	"	第28740号 平成25年12月10日
"	ニッキの星	群馬県 群馬県前橋市大手町・丁目1番1号	第28745号 平成25年12月10日